保険業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百二十八号

保険業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、保険業法の一部を改正する法律（令和七年法律第五十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

保険業法の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年六月一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

保険業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百二十九号

保険業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、保険業法の一部を改正する法律（令和七年法律第五十四号）の施行に伴い、並びに保険業法（平成七年法律第百五号）第二百八十二条第三項、第二百九十一条第二項及び第二百九十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の八第一項及び第二項中「第百条の二の二第二項」を「第百条の二の二第三項」に改め、同条第三項及び第四項中「第百条の二の二第三項」を「第百条の二の二第四項」に改める。

第四十条中「次に掲げる場合」を「次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合（当該生命保険募集人が法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であって各事業年度における所属保険会社等から保険募集の業務（法第二百九十四条の三第一項に規定する保険募集の業務をいう。）に関して受領した手数料、報酬その他の対価の額が内閣府令で定める額以上であることその他内閣府令で定める要件に該当する場合にあっては、当該各号に掲げる場合のいずれかに該当し、かつ、当該生命保険募集人が、内閣府令で定めるところにより法第二百九十四条の四各号に掲げる措置に相当するものとして内閣府令で定める措置を講ずる場合）」に改める。

第四十一条中「二千万円」を「千万円」に改める。

第四十四条第一項第一号及び第二号中「てん補される」を「塡補される」に改め、同条第二項中「二千万円」を「千万円」に改める。

附　則

この政令は、保険業法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百三十号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第一条第一項第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第一条第一項第九号に掲げる規定（同法第二十九条中確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四条第一項第三号の二の改正規定に限る。）の施行期日は、令和八年四月一日とする。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百三十一号

確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四条第一項第八号（同法第五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号ハ中「引き下げられる」を「引き上げられる」に、「当該事業主掛金の額が」を「当該事業主掛金の額と」に、「を下回る」を「との合計額が法第二十条に規定する拠出限度額を超える」に、「当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額」を「当該合計額が当該拠出限度額」に改める。

附　則

この政令は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第一条第一項第九号に掲げる規定（同法第二十九条中確定拠出年金法第四条第一項第三号の二の改正規定に限る。）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗